

静岡市が発注する委託契約等に係る競争入札に参加する者に必要な資格

	平成15年4月1日	告示第46号
一部改正	平成15年9月30日	告示第229号
一部改正	平成16年3月31日	告示第105号
一部改正	平成17年3月31日	告示第110号
一部改正	平成17年6月10日	告示第240号
一部改正	平成18年1月20日	告示第15号
一部改正	平成18年3月17日	告示第144号
一部改正	平成21年11月9日	告示第538号
一部改正	平成25年1月23日	告示第27号
一部改正	平成29年6月8日	告示第503号
一部改正	平成30年3月30日	告示第207号
一部改正	令和元年12月26日	告示第511号
一部改正	令和7年10月29日	告示第788号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、静岡市が発注する委託及び借入れに係る競争入札に参加する者に必要な資格を次のように定める。

（業種区分）

- 1 この告示において、委託とは第1号から第6号までに掲げる業務を、供給とは第7号及び第8号に掲げる業務を、借入れとは第9号に掲げるものをいい、競争入札参加者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）は、これら各号の業務のそれぞれについて認定する。

（1）建築物環境衛生管理業務

- ア 建築物環境衛生管理監督業務
- イ 建築物清掃業務
- ウ 建築物空気環境測定業務
- エ 建築物飲料水貯水槽清掃業務
- オ 建築物ねずみ・こん虫等防除業務

（2）警備業務

- ア 人的警備業務

イ 機械警備業務

- (3) 消防用設備等保守点検業務
- (4) 電算業務
- (5) 下水道処理施設維持管理業務
- (6) 下水汚泥処理業務
- (7) 電力供給業務
- (8) 都市ガス供給業務
- (9) 物件（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に定める物品等をいう。）の借入れ
（競争入札参加資格要件）

2 競争入札参加資格を有する者は、静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号）第4条第1項に規定する要件を備えた者であるほか、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等（以下「許認可等」という。）を受けていること。
- (2) 事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立された事業協同組合をいう。以下同じ。）である場合は、官公需の受注に係る適格組合証明を受けていること。
- (3) 静岡市税（法人にあっては法人市民税及び固定資産税、個人にあっては個人市民税及び固定資産税に限る。）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

（資格の認定）

3 競争入札参加資格の認定は、提出された申請書類に基づき、2年に1回定期に認定（以下「定期認定」という。）を行うものとする。ただし、現に競争入札参加資格を有しない者又は定期認定の申請時期に申請できなかった者で、当該資格の認定を受けようとするものについては、随時の認定を行うものとする。

4 市長は、前項の認定を行ったときは、速やかにその結果をインターネットを利用した方法により、当該申請者に通知するものとする。

（資格の有効期間）

5 競争入札参加資格の有効期間は、第3項の申請書類を受理した日の属する年の翌年4月1日から同日から起算して2年を経過する日までとする。ただし、随時の認定にあっては、認定の日の翌日からその直後の西暦遇数年の3月31日までとする。

（等級格付）

6 競争入札参加資格の認定を受けた者のうち、建築物清掃業務及び警備業務に係る認定を受けた者については、等級による格付を行うものとする。

7 前項に規定する等級の格付は、市長が別に定める基準に基づき、A級及びB級に区分して行うものとする。

(合併等による認定等)

8 第3項から前項までの規定は、競争入札参加資格を有する者が合併又は分割を理由として変更届を提出する場合について準用する。この場合において、第3項中「申請書類に基づき、2年に1回定期」とあるのは「変更届に基づき随時」と、第4項中「当該申請者」とあるのは「当該届出者」と、第5項中「第3項の申請書類を受理した日の属する年の翌年4月1日」とあるのは「変更届に基づく認定の日の翌日」とする。

(申請書類の提出等)

9 競争入札参加資格申請書の提出の時期、方法等は、次のとおりとする。

(1) 提出時期

ア 定期認定 西暦の奇数年の12月1日から12月15日までの間

イ 随時認定 随時

(2) 提出場所 静岡県葵区追手町5番1号静岡市財政局財政部契約課

(3) 提出部数 1部

(4) 提出書類

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 競争入札参加資格審査調書

ウ 委任状（委任関係がある場合に限る。）

エ 使用印鑑届

オ 印鑑証明書

カ 営業所一覧表

キ 申請者が法人である場合にあっては商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書（申請者が公益法人等である場合にあっては定款又は寄付行為）、個人である場合にあっては身分証明書及び後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書（成年被後見人等であることの記録がない旨を証するもの）

ク 許認可等を受けていることを証する書類

ケ 申請者が法人である場合にあっては当該申請日の直前1年の各営業年度の貸借対照

表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人である場合にあっては当該申請日の直前1年の各年の貸借対照表及び損益計算書

コ 静岡市に納付した市民税及び固定資産税並びに消費税及び地方消費税に係る納税証明書

サ 業務別調書

シ 建築物環境衛生管理業務に係る申請で、申請する業務に応じ、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項に規定する都道府県知事の登録を受けている場合にあっては、登録証明書の写し

ス 建築物環境衛生管理監督業務に係る申請にあっては、建築物環境衛生管理技術者免状の写し

セ 警備業務に係る申請にあっては、警備業法第4条に基づく認定を受けたことを示す標識の写し（機械警備業務の申請の場合は機械警備業務開始届の写しを併せて提出すること。）

ソ 消防用設備等保守点検業務に係る申請にあっては、消防設備士及び消防設備点検資格者免状の写し

タ 下水道処理施設維持管理業務に係る申請にあっては、下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）に規定する下水道処理施設維持管理業者登録を証する書類

チ 下水汚泥処理業務に係る申請にあっては、申請する業務の内容に応じ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する汚泥の産業廃棄物処分業許可証の写し

ツ 電力供給に係る申請にあっては、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2により、経済産業大臣の登録を受けた小売電力事業者であることを証する書類

テ 都市ガス供給に係る申請にあっては、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第3条により、経済産業大臣の登録を受けたガス小売事業者であることを証する書類

ト その他市長が必要があると認める書類

（5）申請者が事業協同組合である場合の提出書類

申請者が事業協同組合である場合は、前号に掲げるもののほか、次の書類を提出すること。

ア 官公需適格組合証明書の写し

イ 定款

ウ 官公需共同受注規約

エ 役員名簿

オ 組合員名簿

カ 事業協同組合設立許可の証明書

キ 組合員の財務諸表等

(6) 変更等の届出

申請後、次に掲げる事由に該当することとなったときは、速やかに届け出ること。

ア 次に掲げる事項を変更したとき。

(ア) 商号又は名称

(イ) 代表者又は権限の委任を受けた営業所長等

(ウ) 本社、本店、営業所等の所在地又は電話番号等

(エ) 使用印（社印及び代表者印）

イ 組織変更したとき（個人営業を法人営業に切り替える場合を含む。）。

ウ 申請者が死亡したとき。

エ 合併、分割、解散、営業譲渡又は廃業したとき。

(資格の認定の取消し)

- 10 市長は、競争入札参加資格を有する者が地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11第1項に該当する者となったとき、不正の手段により当該資格の認定を受けたと認められるとき、又は許認可等の取消しを受けたとき、若しくは当該認定が失効したときは、当該資格を取り消し、その者にその旨を通知する。

附 則（平成15年4月1日告示第46号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、合併前の静岡市が発注する建築物環境衛生管理業務、警備業務及び消防用設備等保守点検業務の委託契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を定めた告示（平成9年静岡市告示第118号）に基づき競争入札参加資格を有していた者は、施行日においてこの告示に基づく当該資格を有したものとみなす。
- 3 前項の規定によりこの告示に基づく競争入札参加資格を有したものとみなされた者に係る当該資格の有効期間は、第5項の規定にかかわらず、施行日から平成15年9月30日までとする。

る。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

- 4 蒲原町の編入の日の前日において、編入前の蒲原町の建設工事等の請負契約に係る競争入札参加者に必要な資格を定めた告示（昭和52年蒲原町告示第29号）に基づき、物品製造の請負又は買入れ並びに売払い等に係る競争入札参加資格を有していた者のうち、この告示に基づく業種区分のそれぞれについて相当する競争入札参加資格を有していたもの（この告示に基づく競争入札参加資格を有している者を除く。）は、平成19年9月30日までの間は、この告示に基づく競争入札参加資格を有するものとみなす。

(経過措置)

- 5 この告示の施行の際、現に改正前の静岡市が発注する委託契約等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を定めた告示に基づき、平成29年9月30日までの競争入札参加資格を有している者は、平成30年3月31日までの改正後の静岡市が発注する委託契約等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を定めた告示に基づく競争入札参加資格を有するものとする。

附 則（平成15年9月30日告示第229号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成16年3月31日告示第105号）

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日告示第110号）

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月10日告示第240号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成18年1月20日告示第15号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成18年3月17日告示第144号）

この告示は、平成18年3月31日から施行する。

附 則（平成21年11月9日告示第538号）

この告示は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成25年1月23日告示第27号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成29年6月8日告示第503号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成30年 3月30日告示第207号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和元年12月26日告示第511号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年10月29日告示第788号）

1 この告示は、令和 7 年11月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の静岡市が発注する委託契約等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を定めた告示の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後の期間に係る競争入札参加資格について適用し、同日前までの期間に係る競争入札参加資格については、なお従前の例による。